

地方事務所及び地方事務所支部における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務に
関する決裁細則

(目的)

第1条 この細則は、地方事務所、地方事務所支部における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務に関する決裁について必要な事項を定めることを目的とする。

(地方事務所長の決裁事項)

第2条 地方事務所における民事法律扶助業務に関する起案文書（決裁を求めるために起案した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。））で、別表1に定める事項に関するものについては、地方事務所長が決裁を行う。ただし、決裁事項について利益が相反するなど地方事務所長が決裁を行うことが相当ではないときは、地方事務所副所長が決裁を行う。

(代決)

第3条 至急に決裁する必要がある起案文書について、前条及び第6条の規定に基づき決裁を行うべき地方事務所長が事故、出張、休暇その他の理由により直ちに当該起案文書の決裁をすることができないときは、地方事務所長に代わって、地方事務所副所長が決裁を行う。

2 前項の規定により代わって決裁をした地方事務所副所長は、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、地方事務所長に報告しなければならない。

(地方事務所事務局長の決裁事項)

第4条 地方事務所長の決裁事項のうち、別表2第1に定める事項に関するものについては、地方事務所事務局長が決裁を行う。ただし、特別の事情があるときは、地方事務所長又は地方事務所副所長が決裁することを妨げない。

2 地方事務所における民事法律扶助業務に関する起案文書で、別表2第2に定める事項に関するものについては、地方事務所事務局長が決裁を行う。

(内容が軽易又は定例な起案文書の決裁)

第5条 前条にかかわらず、地方事務所事務局長が決裁を行う起案文書につき、当該文書に基づく処理に係る事案が軽易又は定例なものについては、別に地方事務所長の承諾を得て、地方事務所事務局長の定めるところにより、所管の部長又は課長を決裁者とすることができる。

(ハーグ条約事件に関する特例)

第6条 地方事務所における民事法律扶助業務に関する起案文書で、別表2に定める事項に

関するものが、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）に基づく子の返還、子との面会その他の交流、その他同条約の適用に係る事件についてのものである場合、当該起案文書は、前二条の規定にかかわらず、地方事務所長が決裁を行う。

（本部との協議）

第7条 他の規程において、本部との協議を要すると定められている事項については、前条までの規定にかかわらず、本部との協議後に決裁を行う。

（地方事務所支部、地方事務所出張所における規定の適用）

第8条 本細則は、地方事務所支部における民事法律扶助業務について準用する。この場合において、本細則中「地方事務所長」とあるのは「地方事務所支部長」と、「地方事務所副所長」とあるのは「地方事務所支部副支部長」と、「地方事務所事務局長」とあるのは「地方事務所支部事務局長」と読み替えるものとする。

2 本細則は、地方事務所出張所（臨時出張所を除く。）における民事法律扶助業務について準用する。この場合において、本細則中「地方事務所事務局長」とあるのは「地方事務所出張所主幹」と読み替えるものとする。

（震災法律援助業務における決裁事項）

第9条 地方事務所における震災法律援助業務に関する起案文書の決裁は、地方事務所における民事法律扶助業務に関する起案文書の決裁の例による。

附 則

この細則は、平成27年11月30日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成30年細則第1号）

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年細則第17号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

No.	決裁事項	規程
1	援助不開始決定（業務方法書 9 条 1 号不該当以外）	業務方法書第 29 条第 1 項第 2 号
2	特例による援助不開始決定	業務方法書第 32 条第 1 項、2 項
3	援助取消決定	業務方法書第 40 条第 1 項、2 項
4	不服申立て案件に関する原決定の停止等	業務方法書第 69 条第 3 項ただし書
5	不服申立て却下決定（期間経過、手続違反）	業務方法書第 69 条の 2
6	不服申立てに対する決定	業務方法書第 69 条の 7
7	不服申立てに対する差戻し決定後の決定	業務方法書第 70 の 8 第 1 項
8	更正決定等	業務方法書第 70 の 9 第 1 項、2 項
9	立担保援助の可否の決定	立担保細則第 3 条 1 項
10	ハーグ条約事件に関する決裁	
11	基本契約申込みの承諾	業務方法書第 5 条の 2
12	巡回相談の実施の判断	民事法律扶助業務運営細則第 11 条
13	報告書未提出案件が一定件数を越えた場合の取扱い	民事法律扶助業務運営細則第 12 条の 8
14	指定相談場所の指定	指定相談場所の指定等に関する細則第 2 条
15	指定相談場所の指定の解除	指定相談場所の指定等に関する細則第 4 条
16	法律相談費、立替金、調査費及び審査謝金の送金	
17	日本司法支援センターの事務所以外における審査の場所	地方事務所法律扶助審査細則第 4 条
18	その他特に重要な決裁	

別表 2

	No.	決裁事項	規程
第1所長の決裁事項のうち事務局長が決裁を行うもの	1	法律相談援助の拒絶（不適切利用者）	業務方法書第21条1項
	2	法律相談費不支給	業務方法書第23条ただし書、民事法律扶助業務運営細則第12条の2第6項
	3	援助開始決定・不開始決定（業務方法書第9条第1号不該当のみ）	業務方法書第29条第1項第1号、2号、第30条
	4	償還猶予（援助開始決定時）	業務方法書第31条第1項
	5	償還猶予を認めない旨の決定（援助開始決定時）	業務方法書第31条第2項
	6	事件進行中の変更決定（償還方法、猶予を除く）	業務方法書第33条第1項から3項まで
	7	事件進行中の償還方法の変更、猶予	業務方法書第34条
	8	調査又は鑑定の委嘱	業務方法書第36条第1項
	9	調査又は鑑定のコストの支出	業務方法書第36条第3項
	10	受任者となるべき者の選任	業務方法書第38条第1項から3項まで
	11	受託者となるべき者の選任	業務方法書第39条第1項、2項
	12	移送の決定	業務方法書第41条第1項
	13	受任者等による金銭の立替、受領の承認	業務方法書第45条ただし書
	14	受領金銭の引渡請求	業務方法書第49条第2項
	15	被援助者に対する精算後の預り金の交付（終結決定前）	業務方法書第49条第3項
	16	中間報酬決定	業務方法書第49条の2
	17	追加支出決定	業務方法書第50条第3項から5項まで
	18	辞任の承認	業務方法書第51条第2項
	19	解任の承認	業務方法書第52条第2項
	20	個別契約の解除	業務方法書第54条第1項
	21	解除等の後の処理（受任者返金、後任者の費用）	業務方法書第55条第2項
	22	終結決定	業務方法書第56条
	23	終結決定時の決定事項	業務方法書第57条第1項、2項
	24	関連事件終結を待っての報酬金決定	業務方法書第58条第2項
	25	償還期間延長（3年超）の決定	業務方法書第59条第3項ただし書
	26	終結決定における償還の猶予	業務方法書第59条の2第1項、第3項から5項まで

	27	担保提供	業務方法書第 62 条
	28	終結決定を変更する決定	業務方法書第 63 条の 3
	29	終結決定後の償還方法の変更及び猶予（猶予期間延長を含む）	業務方法書第 64 条第 1 項から 3 項まで、5 項
	30	出張相談の要否の判断	民事法律扶助業務運営細則第 10 条
	31	旅費、宿泊費の決定	民事法律扶助業務運営細則第 13 条
	32	追加支出限度額の適用単位の判断	民事法律扶助業務運営細則第 14 条の 4
	33	自己破産事件の予納金の支出	民事法律扶助業務運営細則第 14 条の 5
	34	特定援助対象者法律相談援助における費用負担決定	業務方法書第 23 条の 2 第 1 項から 3 項まで 民事法律扶助業務運営細則第 9 条の 3
	35	特定援助対象者法律相談援助における 2 回目以降の相談の実施	業務方法書第 16 条第 4 項ただし書き
	36	特定援助対象者法律相談援助における費用負担決定の取消	業務方法書第 23 条の 2 第 4 項
	37	承継者の要件該当性確認	業務方法書第 53 条 2 項
	38	償還に充てるべき金額の減額	業務方法書第 60 条第 2 項
第 2 事務局長の決裁事項	1	支払困難預り金の供託、収益化	
	2	業務統合管理システムの修正	
	3	過償還金及び被援助者による過誤払込金の返金	会計規程第 5 条 (3) イ
	4	その他の決定（別表 1 の決裁事項を除く）	